

平成23年度概算要求における主な非正規労働者関連対策の概要

非正規労働者の失業予防、処遇改善、正社員化、生活・早期再就職支援、非正規雇用への流入予防等、非正規労働者の生活・雇用の安定等に資する事項について、効果が期待できる事項を抜粋(必ずしも非正規労働者のみを対象とする施策に限らない)。

平成23年度要求額: 1,853億円(1,276億円)

I ハローワークを拠点とした積極的就労・生活支援(ポジティブ・ウェルフェアの推進)

470億円(一部事項要求)(279億円)

- 1 就職を支援するセーフティネットの強化
 - (1) 求職者支援制度の創設と担当者制による就職促進
 - (2) 実習等を通じた就職支援(緊急就職支援事業)
 - (3) 民間を活用した就職活動の促進(就職活動準備事業による個別カウンセリング等)
 - (4) 介護・福祉、医療等における雇用創出
- 2 自治体等と連携した就労・生活支援等
 - (1) 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援
 - (2) パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施
 - (3) ハローワークにおける住居確保に関する支援
 - (4) メンタルヘルス相談機能、多重債務相談機能等の強化
 - (5) 地域生活福祉・就労支援協議会におけるワンストップサービスの推進
 - (6) 非正規労働者へのワンストップによる就労支援

II 非正規労働者の多様な形態による正社員化の推進

172億円(79億円)

- 1 在職中の非正規労働者の均衡待遇・正社員化の推進(「均衡待遇・正社員化推進奨励金(仮称)」等)
- 2 失業者の正社員就職支援(正社員求人確保の積極的な実施)
- 3 有期契約労働者の労働条件に関する施策の在り方の検討
- 4 労働者派遣法の改正による均衡待遇の推進、派遣労働者雇用安定化特別奨励金による派遣労働者の直接雇用の促進等
- 5 非正規労働者の労働条件の確保等

III キャリア形成支援の推進

438億円(436億円)

- 1 ジョブ・カード制度の推進
- 2 学校教育段階からのキャリア形成支援の推進
- 3 介護・福祉、医療等の分野における職業訓練の推進等

IV 安心して働くことのできる環境整備 107億円(36億円)

- 1 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援、遵守の徹底
- 2 労働関係法令の履行確保等(個別労働紛争の解決促進等)

V 暮らしの安心確保

136億円

- 1 生活保護受給者の自立のための就労支援
- 2 地域福祉の推進(貧困・困窮者の「絆」再生事業、生活・住居セーフティネット支援事業)
- 3 就労自立を支える「居住セーフティネット」等の整備

VI 対象者別の支援

594億円(458億円)

- 1 若者の就職促進、自立支援対策(新規学卒者・未就職卒業者の就職支援、フリーター等の正規雇用化の推進、ニート等の若年者の職業的自立支援の強化、学校教育段階からの支援)
- 2 女性の就業希望の実現(マザーズハローワーク事業の拡充)
- 3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 4 外国人労働者問題等への適切な対応(相談体制の整備、労働条件確保等のための的確な指導監督等)

平成 23 年度概算要求における主な非正規労働者関連対策の概要

関連対策要求合計額 1, 853 億円 (1, 276 億円)

本ペーパーは、平成 23 年度厚生労働省予算概算要求事項の中から、非正規労働者の失業予防、処遇改善、正社員化、生活・早期再就職支援、非正規雇用への流入予防等、非正規労働者の生活・雇用の安定に資する事項について、必ずしも非正規労働者のみを対象とする施策に限ることなく、効果が期待できる事項を抜粋したものである。

I ハローワークを拠点とした積極的就労・生活支援(ポジティブ・ウェルフェアの推進) 470 億円(279 億円)

1 就職を支援するセーフティネットの強化 388 億円(208 億円)

(1) 求職者支援制度の創設と担当者制による就職促進

120 億円(55 億円)

仕事を探している方で、雇用保険を受給できない方が、生活支援の給付を受給しながら無料の職業訓練が受けられる制度を恒久化する(求職者支援制度の創設)。

また、ハローワークにおいて、訓練終了後の就職の実現に向けて、きめ細かな支援が必要と判断される方に対する担当者制によるマンツーマン支援を行う。

(2) 実習等を通じた就職支援(緊急就職支援事業) 256 億円(153 億円)

十分な技能及び経験を有しない求職者について実習型雇用を経て常用雇用を目指す事業主への助成や、長期失業者に対する再就職支援を実施する。

(3) 民間を活用した求職活動の促進(就職活動準備事業)(新規) 11 億円

就職に対する準備不足等から求職者支援制度の職業訓練の受講によりただちに効果が得にくいと考えられる求職者について、民間に委託して、意欲・能力の向上のための個別カウンセリング、生活指導等や職業紹介を実施し、求職者支援制度への円滑な移行や就職促進を図る。

(4) 介護・福祉、医療等の分野における雇用創出

介護・福祉、医療等の分野について、雇用創出の基金事業の活用や、事業主に対する人材確保の支援等の実施により、地域における雇用創出を図る。

2 自治体等と連携した就労・生活支援等

82億円(70億円)

(1) 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援(「福祉から就労」支援事業) 32億円(26億円)

生活保護等の福祉を担う地方自治体と就労支援を行うハローワークが協定(支援の対象者、支援手法、両者の役割分担等)を締結して、地方自治体とハローワークの担当者により構成するチームが、対象となる生活保護受給者、住宅手当受給者等それぞれに対して支援プランを策定し、個別求人開拓や担当者制による職業相談など、積極的な就労支援を行う。

(2) パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施(新規) 4億円

自立に向けて特に個別かつ継続的な支援を必要とする求職者に対して、生活支援から就労支援までの一貫した寄り添い型・伴走型の支援を行うパーソナル・サポーターと一体となって、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行う就職支援ナビゲーター(80人)を求職者総合支援センターに配置する。

(3) ハローワークにおける住居確保に関する支援 12億円(12億円)

住居・生活支援アドバイザー(263名)がハローワークにおいて、住宅手当の申請書類の作成助言を行う等により、求職者に対する住居確保に関する支援を実施する。

(4) メンタルヘルス相談機能、多重債務相談機能等の強化 4億円(2億円)

福祉関係者や弁護士会等の民間専門家との連携体制を構築し、自殺対策も含めたメンタルヘルス相談や多重債務相談等を、非正規労働者総合支援センター及び同コーナーに加え、全国の主要なハローワークにおいて実施し、求職者に対する総合生活相談機能の強化を図る。

(5) 地域生活福祉・就労支援協議会によるワンストップ・サービスの推進(新規) 2億円

第二のセーフティネット支援施策等を効果的に実施するため、地域生活福祉・就労支援協議会を開催し、地域におけるワンストップ・サービス関係機関の一層の連携強化を図る。

(6) 非正規労働者へのワンストップによる就労支援(一部再掲) 32億円(33億円)

非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備のため、全国に「非正規労働者総合支援センター」及び同コーナーを設置し、担当者制によるきめ細かな支援と、専

門家による心理相談・生活支援制度に係る相談及び地方自治体とも連携した生活・住居相談等を一体的に実施する。

Ⅱ 非正規労働者の多様な形態による正社員化の推進

172億円(79億円)

1 在職中の非正規労働者の均衡待遇・正社員化の推進 26億円(28億円)

中小企業雇用安定化奨励金及び短時間労働者均衡待遇推進等助成金を整理・統合して、「均衡待遇・正社員化推進奨励金（仮称）」を創設し、有期契約労働者及びパートタイム労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進するとともに、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。

2 失業者の正社員就職支援(新規) 53億円

ハローワークに、求人開拓推進員（1,600名）を配置し、非正規求人からの転換も含めた正社員の求人確保を積極的に行い、正社員就職を促進する。

3 有期契約労働者の労働条件に関する施策の在り方の検討(新規)

0.1億円

有期契約労働者の雇用・就業の実態等について調査を行うとともに、有期契約労働者の労働条件に関する施策の在り方を検討する。

4 労働者派遣法の改正による均衡待遇の推進等 88億円(48億円)

改正労働者派遣法案が成立した場合には、これに基づく均衡待遇の配慮義務規定の周知・指導を行うとともに、派遣労働者雇用安定化特別奨励金（一人100万円（有期雇用50万円）（大企業は半額））を活用し、派遣先における派遣労働者の直接雇用を促進する。また、違法派遣の適正化を図るため、指導監督を徹底する。

5 非正規労働者の労働条件の確保等 4億円(4億円)

非正規労働者の労働条件の確保及び改善対策の推進のため、労働基準法等に基づく指導を徹底するとともに、労働契約法、パートタイム労働法他関係法令に関する周知、啓発指導を実施する。

Ⅲ キャリア形成支援の推進

438億円(436億円)

1 ジョブ・カード制度の推進

118億円(136億円)

フリーター等の正社員経験の少ない方等を対象に、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、企業からの評価結果をジョブ・カードに取りまとめることにより正社員へと導くジョブ・カード制度を着実に実施するとともに、モデル評価シートの拡充等を図る。また、ハローワークにおけるキャリア・コンサルティング機能の強化を図るとともに、公共職業訓練受講者や求職者支援制度における訓練受講者等へのジョブ・カードの取得を推進するため、民間教育訓練機関やジョブ・カードセンターへのキャリア・コンサルタントの配置を推進する。

2 学校教育段階からのキャリア形成支援の推進

0.4億円(0.2億円)

本格的な進路決定の前段階にある中学校段階に焦点を当て、実践的なキャリア教育を担う専門人材を養成するための講習事業を推進する。また、大学等の在学段階からのジョブ・カードの取得を促進するため、様式の開発等を実施する。

3 介護・福祉、医療等の分野における職業訓練の推進等

320億円(300億円)

大学・短大等の学校教育機関を含む多様な訓練機関を活用し、介護・福祉、医療、情報通信等の成長分野における職業訓練を推進する。また、民間活用と成功報酬制度の組合せにより、職業訓練の効果を向上させ、訓練修了者の就職の一層の促進を図る。

IV 安心して働くことのできる環境整備

107億円(36億円)

1 最低賃金の引上げ

68億円(7億円)

(1) 最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援(新規) 62億円

雇用戦略対話における合意を踏まえ、労使関係者とも調整を行いつつ、最低賃金の引上げの円滑な実施を図るため、中小企業応援センター(中小企業庁委託事業)及び地域の中小企業団体に、生産性の向上等の経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などの相談等にワンストップで対応する相談窓口を設けるとともに、業種別中小企業団体が賃金底上げを図るための取組等を行う場合に助成を行う。

また、最低賃金の引上げに先行して、賃金を計画的に800円以上に引き上げる場合の奨励金の支給(15万円～70万円)や、当該計画に併せて省力化設備の導入等を行う場合に助成(1/2)を行う。(平成23年4月1日現在の最低賃金額が680円以下の県を対象)

(2) 最低賃金の遵守の徹底 6億円(7億円)

最低賃金の引上げに伴い、各種広報媒体の活用による周知及び最低賃金の履行確保上問題があると考えられる地域、業種等の事業場を対象として監督指導を実施することにより、国民に対して最低賃金の周知・徹底を図る。

2 労働関係法令の履行確保等

39億円(29億円)

(1) 労働関係法令の履行確保及び個別労働紛争の解決促進

20億円(20億円)

労働基準関係法令の履行確保のため、労働基準関係行政の強化を図る。また、増加を続ける個別労働紛争(個々の労働者と事業主との間における職場のトラブル)の円滑かつ迅速な解決の促進を図るため、適切な窓口サービスを実施するための体制の強化及び一層の業務効率化を図る。

(2) 働く人たちのためのルールに関する教育の実施(再掲)

0.3億円(0.2億円)

増加している個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施する。

(3) 労働保険の適用促進

8億円(9億円)

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期すため、労働保険の未手続事業一掃対策を推進する。特に、非正規労働者に対する雇用保険の適用範囲の拡大（6か月以上→31日以上）について、事業主に対する周知等を通じて、着実な実施に取り組む。

(4) 改正労働者派遣法の円滑かつ着実な施行(再掲)

9億円

改正労働者派遣法案が成立した場合には、日雇い派遣の原則禁止や均衡待遇、労働契約申込みみなし制度等について、円滑かつ着実に施行するための周知・指導を行う。また、違法派遣の適正化を図るため、指導監督を徹底する。

V 暮らしの安心確保

136億円

1 生活保護受給者の自立のための就労支援

生活保護受給者に対する就労支援の充実のため、引き続き、福祉事務所等に配置する就労支援員の確保を図る。

2 地域福祉の推進

136億円

(1) 貧困・困窮者の「絆」再生事業(新規)

76億円

やむなく路上生活を送っている方や地域において孤立し様々な生活課題を抱えている方などに、住まいの確保や食事の提供、心や健康に関する相談を行うなどの総合的な支援を行うNPO等の民間団体に対し、新たに活動助成を行う。(全国で250程度の団体) これにより、「新しい公共」の仕組みを活用し、支援の対象となる方々の地域・社会へのつながり(絆)の再構築を図る。

(2) 生活・居住セーフティネット支援事業(新規)

60億円

「貧困・困窮者の「絆」再生事業」に加え、やむなく路上生活を送っている方や地域において孤立し様々な生活課題を抱えている方などに対し、必要な生活費や債務整理費用等を融資(生活福祉資金)することにより、生活・居住セーフティネットを強化する。

3 就労自立を支える「居住セーフティネット」等の整備

雇用と住居を失った者等の住居の確保を図り就労自立を支援するため、引き続き緊急雇用創出事業臨時特例基金による住宅手当の給付等を行う。

VI 対象者別の支援

594億円(458億円)

1 若年者の就職促進、自立支援

408億円(313億円)

(1) 新規学卒者、未就職卒業者の就職支援

132億円(52億円)

① 新卒者支援の強化等

60億円(52億円)

平成 23 年度卒業予定者が早期に内定を得られるよう、ハローワークに学卒ジョブサポーター（仮称）を配置するとともに、大学との連携を一層強化し、求人確保等就職面接会の開催への協力や大学主催の企業説明会等への出張による就職活動の相談等、大学と一体となった取組を進める。

また、保護者等も含めた在学中早期からの働く意義や職業生活についての講習、地元企業を活用した高校内企業説明会、関係者への積極的な情報発信等を実施するとともに、新卒者の求人確保に向けて強力に取り組むなどにより、新規学卒者の就職支援を更に強化する。

② 未就職卒業者の早期就職支援(新規)

73億円

新規学卒時に正規雇用として就職できなかった者を採用した企業に対し奨励金（卒業後 3 年以内の既卒者：正規雇用から 6 か月後に 100 万円、新卒者：有期雇用期間（原則 3 か月）1 人月 10 万円及びその後の正規雇用から 3 か月後に 1 人 50 万円）を支給する「新卒者就職実現プロジェクト」を実施するとともに、採用拡大に向け、企業に好事例を発信するなどにより、未就職卒業者の早期就職を推進する。

(2) フリーター等の正規雇用化の推進

256億円(241億円)

ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置(398 名)し、担当者制による個別支援を徹底するとともに、フリーター等を、一定の有期雇用を経て正規雇用で採用する企業に対する奨励措置の拡充（有期雇用：1 人 4 万円・最大 3 か月、その後正規雇用へ移行した場合：中小企業 100 万円、大企業 50 万円、対象者：25 歳以上～40 歳未満→40 歳未満）等により、フリーター等の正規雇用化に向けた一層の取組の推進を図る。

(3) ニート等の若者の職業的自立支援の強化

20億円(20億円)

地域若者サポートステーション事業について、NPO 等を活用し、その設置拠点を拡充（100 か所→110 か所）するとともに、アウトリーチ（訪問支援）による支援窓口への誘導體制を整備し、ニート等の縮減を図る。

(4) 就業実現に向けた学校教育段階からの支援の推進(再掲)

49億円(5億円)

大学等の在学段階からのジョブ・カードの取得促進、保護者等も含めた在学中早期からの働く意義や職業生活についての講習等、就職に向けた支援の実施などにより、学校教育段階からの就業支援を推進する。

2 女性の就業希望の実現

22億円(21億円)

○ マザーズハローワーク事業の拡充

事業拠点の増設(163か所→168か所)等、マザーズハローワーク事業を拡充する。

3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

111億円(107億円)

(1) ひとり親家庭の就業支援等の推進

36億円(35億円)

母子家庭等の自立を推進するため、地域の実情に応じた就業支援等の事業を推進する。また、ハローワーク等と連携し、個々の家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業については、父子家庭についても当該事業の対象にするなどの充実を図る。

(2) マザーズハローワーク事業の拡充(再掲)

22億円(21億円)

(3) 自立を促進するための経済的支援

52億円(50億円)

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

4 外国人労働者問題等への適切な対応

22億円(27億円)

増加する外国人労働者からの相談等に適切に対応するための体制を整備するとともに、外国人労働者の労働条件の確保等のため、的確な監督指導、関係機関との効果的な連携等を推進する。